

一般社団法人市場創造学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人市場創造学会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的等)

第3条 当法人は、日本の新市場創造のため、主に企業に蓄積されている「成功商品」開発の知識・経験・ノウハウ・理論及び手法を学問的に研究して精緻化し、その成果を広く公表して社会に還元することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 対象研究分野における消費者の未充足ニーズの発掘・研究
2. 会員の研究促進を目的とする年次大会及び研究分科会の開催
3. 会員の研究促進を目的とする講演会及びセミナーの開催
4. 内外における文献及び資料の収集とその活用
5. 内外における関連諸学会との連携と交流の促進
6. 会員の研究成果並びにその他の情報を掲載する機関誌とウェブサイトの運営
7. 新市場を創造する商品を奨励するための諸活動
8. 企業における商品開発の実態調査
9. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 会 員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人会員 当法人の目的に賛同して入会した法人
- (3) アカデミア会員 本会の目的に賛同して入会した学籍のある個人

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、当法人が定める入会申込書により申込み、代表理事の承認を受けなければならない。

2. 法人会員については、会員に属する者として当法人において登録できる員数を10名までとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員または法人会員は、理事の過半数の決定により定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、当法人が定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2. 会員が、会費を納入せず、督促後もなお会費を納入しないときは、同年9月末日をもって自動的に会員資格を失うものとする。

3. 会員は、次の各号の一つに該当したときは、退会したものとみなす。

- (1) 死亡又は解散したとき
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき
- (3) 全会員の同意があったとき

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、総会の特別決議により、その会員を除名することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(社員総会)

第11条 当法人の総会は、全会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

(招集)

第12条 総会の招集は、理事が過半数をもって次の事項を決定したうえで、代表理事がこれを招集する。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項

(3) ウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のインターネットシステムを用いて開催できる事とするときは、その旨及び電磁的方法によって当該総会に出席するために必要な事項

(4) 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使できる事とするときは、その旨、社員総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限

(5) 代理人による議決権行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項

2. 総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

3. 前項の通知は書面による発出にかえて、会員の承諾を得て、電磁的方法により発することができる。この場合、同項の書面による通知を発したものとみなす。総会参考書類の内容である情報についても同様とする。

(決議の方法)

第 13 条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、全会員の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第 14 条 正会員及びアカデミア会員は各 1 個の議決権を有し、法人会員は登録された各人が各 1 個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第 15 条 会員は、他の会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合は、当該会員または代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提出する事ができる。この場合において、当該会員または代理人は当該書面を提出したものとみなす。

(書面または電磁的方法による議決権の行使)

第 16 条 社員総会に出席しない会員は、理事の過半数の決定により、書面または電磁的方法によって議決権を行使することができる。

2. 書面により議決権を行使するには、議決権を行使するための書面に必要な事項を記載し、当該社員総会の招集通知に記載された期日までに当該書面を代表理事に提出しなければならない。

3. 電磁的方法により議決権を行使するには、議決権を行使するために必要な情報を当該社員総会の招集通知に記載された期日までに当法人が指定する電磁的方法により代表理事に提出しなくてはならない。

4. 前 2 項の規定により、書面または電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該総会で議長を選出する。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令の定めるところにより書面をもって議事録を作成し、総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

2. 総会の議事録には、議長及び出席した社員のうちから選出された議事録署名人が記名押印する。

第 4 章 役員等

(役員の設定)

第 19 条 当法人の理事は 1 名以上 20 名以内を置く。

2. アカデミア会員から顧問を選出し、顧問の中から理事を 1 名以上選出することができる。

3. アカデミア会員の理事のうち 1 名を理事長とすることができる。

4. 理事のうち 1 名を会長、3 名以内を副会長とすることができる。

5. 理事のうち 1 名を事務局長、3 名以内を副事務局長とすることができる。

6. 副会長は、事務局長を兼務することができる。

7. 一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律上の代表理事は、会長、副会長の中から、理事の互選により定め、当法人を代表するものとする。

(選任等)

第 20 条 理事は、総会の決議によって総会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

2. 当法人の理事には、理事のうちいずれか 1 名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特殊な関係にある者の合計数は理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(任期)

第 21 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(理事の職務権限)

第 22 条 理事は、第 19 条 7 項の業務のほか、次の業務を執行する。

2. 会長、副会長、理事長、事務局長、副事務局長の選任及び解職
3. 収入、支出に関する事項の確認
4. 年間活動予定の策定、実行、確認
5. 理事長については、法人に提出された論文等を精査し、論文集の編纂等、研究活動にかかわる事業
6. 事務局長、副事務局長にあつては、会長、副会長、理事長の業務の補佐

(役員報酬等)

第 23 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 24 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第 5 章 基金

(基金の拠出)

第 25 条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 26 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定する。

(基金の拠出者の権利)

第 27 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 28 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 29 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 30 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第 31 条 当法人の剰余金は、これを分配することができない。

(残余財産の帰属)

第 32 条 当法人が精算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国もしくは地方公共団体または公益社団法人、公益財団法人もしくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人、又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人もしくは一般財団法人に帰属させる。

第 7 章 附 則

(法令の準拠)

第 33 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。